

名称：「北朝鮮映画著作権」事件  
平成 21(受)602 著作権侵害差止等請求事件  
平成 23 年 12 月 08 日 最高裁判所第一小法廷  
判決：原判決中、1 審被告の敗訴部分を破棄  
関連条文：著作権法 6 条 3 号、民法 709 条  
キーワード：公衆送信権、ベルヌ条約、不法行為

#### [概要]

1 審原告らは、北朝鮮で製作された本件映画の一部を無許可で放送した 1 審被告に対し、主位的に、著作権侵害に基づく本件各映画の放送差止と損害賠償を請求し、原審において、予備的に、不法行為に基づく損害賠償の支払を求めたが、原審が予備的請求について一部請求を認めたことから、双方が上告した。

#### [争点]

未承認国との間で国際条約上の義務が発生するか否か。

#### [裁判所の判断]

『一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に未承認国が事後に加入した場合、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどは格別、未承認国の加入により未承認国との間に当該条約上の権利義務関係が直ちに生ずると解することはできず、我が国は、当該未承認国との間における当該条約に基づく権利義務関係を発生させるか否かを選択することができるものと解するのが相当である。

これをベルヌ条約についてみると、同条約は、同盟国の国民を著作者とする著作物を保護する一方（3 条（1）（a））、非同盟国の国民を著作者とする著作物については、同盟国において最初に発行されるか、非同盟国と同盟国において同時に発行された場合に保護するにとどまる（同（b））など、非同盟国の国民の著作物を一般的に保護するものではない。したがって、同条約は、同盟国という国家の枠組みを前提として著作権の保護を図るものであり、普遍的価値を有する一般国際法上の義務を締約国に負担させるものではない。

そして、前記事実関係等によれば、我が国について既に効力を生じている同条約に未承認国である北朝鮮が加入した際、同条約が北朝鮮について効力を生じた旨の告示は行われておらず、外務省や文部科学省は、我が国は、北朝鮮の国民の著作物について、同条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務を同条約により負うものではないとの見解を示しているというのであるから、我が国は、未承認国である北朝鮮の加入にかかわらず、同国との間における同条約に基づく権利義務関係は発生しないという立場を採っているものというべきである。

以上の諸事情を考慮すれば、我が国は、同条約 3 条（1）（a）に基づき北朝鮮の国民の著作物を保護する義務を負うものではなく、本件各映画は、著作権法 6 条 3 号所定の著作物には当たらないと解するのが相当である。』

『ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。』

#### [コメント]

本件では、我が国における未承認国である北朝鮮との間において、ベルヌ条約の 3 条（1）（a）に基づく著作物の保護義務が発生しないことが判示された。

但し、東京地裁の調査嘱託に対する外務省の回答や、東京地裁の判決でも触れられているように、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められないからといって、未承認国との関係において条約上の条項が一切適用されないと解することが妥当でない場合があり得る点には留意が必要である。